

## 森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、国土保全、水源のかん養、地球温暖化防止等多面的な機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。しかしながら、近年では、所有者や境界が不明確な森林の増加、森林、林業の担い手不足等により森林の荒廃が進んでいることから、森林の多面的機能を十全に果たすために、間伐などの森林整備を着実に実施する必要がある。

森林整備のための財源については、現在、政府において、市町村主体の新たな森林整備を進める財源としての「森林環境税（仮称）」の創設に向けて検討が進められているところであるが、森林整備を進めていくことは、国土保全などの森林の公益的機能の発揮のみならず、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

よって、国においては、森林吸収源対策の安定財源の確保及び森林整備の円滑な推進を図るため、次の事項を実現されるよう強く要請する。

- 1 森林の持つ多面的機能の恩恵を広く国民全体が享受していることに鑑み、市町村が継続的に森林の整備・保全に取り組めるよう、安定財源の確保に向けて森林環境税（仮称）を早期に創設すること。
- 2 森林環境税（仮称）の創設に当たっては、現在、各府県が独自に導入している超過課税（森林環境保全税等）が、地域の森林整備の推進に大きな効果を発揮している現状に鑑み、この超過課税との重複が生じないように、適切に調整すること。
- 3 これまでの地方の森林・林業行政は都道府県を主体に進められて来ており、市町村の人員等の体制が十分ではないことから、税を活用した森林整備等が円滑に進められるよう、市町村の体制整備を進めること。また、具体的な制度設計に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものとし、県及び市町村が連携し、自由度をもった対策が実施できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総務大臣  
財務省大臣  
農林水産大臣

様